

日高町立門別小学校いじめ防止基本方針

平成25年12月12日 策定
令和4年6月13日 改訂

0 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な影響を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではない。また、時代の変化やネット環境の進展により、いじめに関する問題も多様化複雑化してきている。その観点に立つて、本校におけるいじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの定義と基本認識

《定義》 いじめ防止対策推進法「いじめの定義（第2条）」と同様

▶児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

《基本認識》

▶「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではない。当該児童の立場に立脚するとともに、いじめを受けた児童や周辺の現況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであると認識し、いじめを受けた児童への柔軟な対応と、いじめ行為を行う児童に対して毅然とした態度で対応や指導に当たる。

▶各児童が自分が必要とされる存在であると実感し、互いを認め合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取り組み等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

《具体的ないじめの態様》

- ▶冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ▶ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ▶金品をたかられる。
- ▶金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ▶嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめの防止・早期発見のための基本姿勢

- (1) 児童が「いじめは決して許されない」「いじめを絶対に見過ごせない」を理解する環境づくりを行う。
- (2) 児童一人一人の自己存在感と自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 定期的なアンケート調査をはじめ、教育相談、日常的な児童観察、声かけ等、様々な手段を講じて、いじめ早期発見に努める。
- (4) 校内的な組織体制の確立と具体的取組の推進はもとより、関係機関・団体、専門家と連携を強化する。
- (5) 学校と家庭が連携・協力して指導に当たる。また、いじめ発生状況や防止策を積極的に情報発信・共有し、いじめについての保護者の理解を深める。

3 いじめの防止と早期発見のための取組

- (1) 学校生活全体を通して
 - ▶一人一人がかげがえのない存在であることを常に児童に意識させるとともに、日常的な児童観察を通して、「かかわりと励まし」を基本としながら共感的な児童理解と指導を行う。
- (2) 学ぶ場「授業」を通して
 - ▶わかりやすい楽しい授業を実践し、児童に学ぶ楽しさと喜びを実感させることを通じて自尊感情を育むとともに、教え合いや学び合いを通じて自己存在感と自己有用感を味わわせる。
- (3) 道徳教育の充実
 - ▶学校の教育活動全体と密接な関連を図りながら、道徳的価値の補充・深化・統合を図り、価値の自覚及び自己の生き方について考えを深め、道徳的実践力の育成を目指す。
 - ▶該当児童だけでなく、各学級において児童に「話し合う場」と「時間」を保障し、いじめ問題や望ましい人間関係の構築について考える場を設定する。

(4) 体験的活動の充実

- ▶学級における取組の工夫改善はもちろん、異学年集団による活動の充実と深化を図る。
- ▶児童会が主体となり、いじめ未然防止やよりよい人間関係の構築の実現に向けた取組を充実させる。

(5) いじめアンケートの実施

- ▶いじめに関するアンケート調査を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行う。
- ▶いじめアンケートにおける記述内容に示された児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行う。

(6) 相談窓口「おなやみポスト」への投稿内容を教育局等から送信されてきた場合には、直ちに校内特別委員会「いじめ防止対策委員会」を開催し、未然防止策及び早期対応策について協議し対応を図る。

(7) 職員会議、研修会議での職員間交流

- ▶児童の表情や行動にわずかな違和感がある、感じられる場合には、職員会議や研修等の場で現況や事実、考えられる要因を職員間で共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

(8) 教職員の資質の向上

- ▶いじめの未然防止と早期発見は重要であり、教職員一人一人に児童の実態を的確に把握し解決の方策を構築する資質能力を育成する。また、教職員は道教委作成の研修資料にて自己の資質と対応力を向上させる。

4 いじめの早期解決に向けての取組

(1) 組織的な対応

- ▶いじめ問題を発見した場合には、学級担任だけで抱え込むのではなく、全職員で対応等を協議し、的確に役割分担を行い、組織的に問題の解決に当たる。
- ▶指導部担当者及び学級担任、管理職、養護教諭で組織する「困り感対策委員会」において協議を行い、組織的な対応内容や方法、スケジュール等を明らかにする。また、スケジュールに基づき、経過や対応状況等を職員間で共有し、よりよい対応策を見出す。

(2) 家庭との連携

- ▶いじめ問題が発生した場合には、家庭との連携をより密にし、学校の取組について情報を的確に伝える。
- ▶家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ▶児童のいじめ等を行う背景やストレスの要因等を把握し、学校—家庭間における指導や対応に生かす。

(3) 関係機関との連携

- ▶状況に応じて、教育委員会や関係機関との連携を図りながら、適切に対応をする。

【取組を進めるに当たっての留意点】

- いじめを受けた児童に、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- 喧嘩など交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けることが、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育むことにつながる。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態

- ▶児童が自殺を企図した場合 ▶身体に重大な傷害を負った場合
- ▶金品等に重大な被害を被った場合 ▶精神性の疾患を発症した場合

(2) 重大事態を調査する機関

- ①名称は、校外学校関係者調査委員会とする。
- ②PTA三役及び学校運営協議会委員で組織する。
- ③法に則り適切な情報提供等を関係者に行うこと。
- ④調査の具体に当たっては、町に設置される付属機関との連携を図る。
- ⑤委員会の調査が遅滞なく進むよう学校は、全面的に協力するものとする。

6 いじめの解消の判断

(1) いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ▶いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。
- ▶被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。